

日本とインド (1892~1913年)

— 深井英五とJ.M.ケインズ —

片岡俊郎

I

19世紀後半から20世紀初めにかけて、世界の各国は金本位制を採用する。イギリスの植民地インドにおいては、銀本位制から金本位制に移行するのだが、インドが採用した通貨制度は、当時一般的とされた金貨本位制ではなく、金為替本位制である。一方、日本も金貨本位制を採用しようとするが、金銀複本位制で満足せざるをえなくなる。その後、日本は、たまたま、日清戦争に勝利し、金貨本位制採用にこぎつける。

J.M.ケインズは、インドの通貨制度に注目し『インドの通貨と金融』(1913年)で、1892年から1913年までの年表を提示し、金為替本位制に関して考察を加えている。一方、日本の実際家であり理論家でもある深井英五は、「国際経済上ヨリ看タル在外正貨」(『国家学会雑誌』第30巻、第8号、1916年8月)において、金貨本位制国日本の在外正貨に目を向け、在外正貨の国際経済上における重要性を指摘している。

金為替本位制国の在外正貨と金貨本位制国の在外正貨では、片や通貨制度存立に必須の条件であるのに対し、片や通貨制度を円滑に機能させるための装置であると意を異にするが、通貨制度を考えるに際し、現実への対応の中から思わぬ結果を生じたという意味で共通なものがある。

J. M. ケインズと深井英五を比較するに際し、「通貨価値の安定」と「通貨の円滑な流通」をキーワードとして使用する。わが国は、1942（昭和17）年施行の旧日本銀行法を一新し、1998（平成10）年、新日本銀行法を施行する。発展途上国の中央銀行法が、最先進国の中央銀行法へ変貌したのである。¹⁾

その際、中央銀行総裁が、新日本銀行法成立1年前から、新日本銀行法への期待を「通貨価値の安定」と「通貨の円滑な流通」を軸に展開していることを見出し、通貨制度に対する見方を現代との比較の中で検討することができるからである。

新日本銀行法は、1997（平成9）年6月11日に成立し、翌年4月1日から施行された。新日本銀行法成立1年前（1996年4月）、当時の松下康雄日本銀行総裁は、中央銀行の役割は「通貨価値の安定」と「金融システムの安定」を果たすことであると述べている。²⁾

松下総裁は、続いて1996年6月、中央銀行の役割を「物価の安定」と「金融システムの安定性と効率性」としている。³⁾

松下総裁は、さらに1996年11月、中央銀行の使命は、「通貨価値（一般物価）の安定」と「金融システムの安定」であるとする。⁴⁾

松下総裁は、また、1997年2月、中央銀行に要請される責務は、「物価の安定」「決済システムの安定性」それを通じての「金融システムの健全性の確保」だとする。⁵⁾

松下総裁は、さらにまた、1997年2月、中央銀行の役割は「物価の安定」と「決済システムの安定性と効率性」を確保することであると述べる。⁶⁾

松下総裁は、新日本銀行法が成立した後、1997年6月27日の講演で、金融政策の目的は、新日本銀行法の、「物価の安定を図ることを通じて国

民経済の健全な発展に資すること」を示し、「物価の安定」は、「金融システムの安定」と並んで、通貨が本来の機能を円滑に果たすための前提条件であるとする。⁷⁾

新日本銀行法においては、金融政策の課題は、「通貨価値の安定」と「金融システムの安定」であり、「通貨価値の安定」は、「物価の安定」と「為替の安定」であり、「金融システムの安定」は、「決済システムの安定性と効率性」と「信用秩序の維持」となっている。「物価の安定」と「決済システムの安定性と効率性」は、中央銀行の、「為替の安定」と「信用秩序の維持」は、政府の専管事項となる。

日本とインドの通貨制度を考えるに際し、時代的背景を加味して、「金融システムの安定」を「通貨の円滑な流通」と読み替え、「通貨価値の安定」と「通貨の円滑な流通」両者で通貨政策の課題を見ていく中から、深井英五とJ.M.ケインズを比較する。金貨本位制国日本と金為替本位制国インドとの比較でもある。

II

深井英五が「在外正貨」を取り扱った時代的背景を知るために「通貨価値の安定」と「通貨の円滑な流通」を念頭に置き、『日本貨幣年表』(日本銀行金融研究所、1994年)から事項を取り出せば、次の通りである。¹⁾

1890(明治23)年 日本銀行、はじめて兌換銀行券の制限外発行の認可を受け、その税率は年5分と定められる。

(2月26日)

兌換銀行券500万円の制限外発行を行う。

(3月3日)

兌換銀行券条例を改正し、保証発行限度を7000万円から8500万円に引き上げる。(5月17日)

- 貨幣委員会議規則を定める。 (9月17日)
- 1891(明治24)年 銀本位の貨幣法制定に関し、造幣局長遠藤謹助から大蔵大臣松方正義へ建議する(7月、貨幣委員会議において否決)。 (5月11日)
- 1893(明治26)年 貨幣制度調査会規則を公布し、わが国幣制について根本的に調査を行うこととする。 (10月16日)
- 1894(明治27)年 清国に宣戦布告する。 (8月1日)
- 1895(明治28)年 日清講和条約が調印され、日清戦争終結する(賠償金2億^{テール}両)。 (4月17日)
- 金本位制の採用を貨幣制度調査会において決定する。 (7月3日)
- 1896(明治29)年 イギリスに存置する清国賠償金の一部を、日本銀行兌換銀行券の発行準備にはじめて充当する。 (5月)
- 大蔵省、清国賠償金の取寄せは原則として金塊または金貨によることとし、その旨日本銀行へ令達する。 (9月29日)
- 1897(明治30)年 貨幣法を公布、金本位制を採用し、新たに金貨20円・10円・5円(純金0.75グラム=1円)、銀貨50銭・20銭・10銭、白銅貨5銭、青銅貨1銭・5厘を制定する(10月1日施行)。兌換銀行券条例を改正し、銀貨兌換を金貨兌換に改める(10月1日施行)。政府紙幣の銀貨兌換を金貨兌換に改める(10月1日施行)。 (3月29日)
- 日本銀行券制限外発行税率を年5分から6分に引

- き上げる。 (8月11日)
- 貨幣法を施行する。 (10月1日)
- 日本銀行券制限外発行税率を年6分から7分に引き上げる。 (11月1日)
- 1898(明治31)年 1円銀貨通用停止となる。 (4月1日)
- 日本銀行券制限外発行税率を年7分から5分に引き下げる。 (10月22日)
- 1899(明治32)年 兌換銀行券条例を改正し、保証発行限度を8500万円から1億2000万円に引き上げる。 (3月10日)
- 日本銀行兌換券甲5円券を発行する。 (4月1日)
- 日本銀行兌換券甲10円券を発行する。 (10月1日)
- 政府紙幣の通用を廃止する。 (12月31日)
- 1900(明治33)年 日本銀行券制限外発行税率を年5分から7分に引き上げる。 (4月18日)
- 日本銀行券制限外発行税率を年7分から8分に引き上げる。 (6月21日)
- 日本銀行兌換券甲100円券を発行する。 (12月25日)
- 1902(明治35)年 日本銀行券制限外発行税率を年8分から5分に引き下げる。 (12月27日)
- 1904(明治37)年 ロシアに宣戦布告する。 (2月10日)
- 1905(明治38)年 日露講和条約に調印する(日露戦争終結)。
(9月5日)
- 1910(明治43)年 韓国併合に関する日韓条約を交付する。韓国の国号を朝鮮と改める。 (8月29日)
- 日本銀行兌換券乙5円券を発行する。 (9月1日)

- 1913(大正2)年 日本銀行券制限外発行税率を年5分から6分に引き上げる。(1月6日)
- 1914(大正3)年 第1次世界大戦起こる。(7月28日)
- 1915(大正4)年 日本銀行兌換券乙10円券を発行する。(5月1日)
- 1916(大正5)年 日本銀行1円兌換券を発行する。(8月15日)
日本銀行兌換券丙5円券を発行する。(12月15日)
- 1917(大正6)年 日本銀行兌換券甲100円券を発行する。(9月1日)
銀貨幣または銀地金輸出取締等に関する件を公布施行し、銀の輸出を禁止する。(9月6日)
金貨幣または金地金輸出取締等に関する件を公布施行し、金の輸出を禁止する。(9月12日)
- 1890(明治23)年以前について補足すれば、次の通りである。
- 1871(明治4)年 新貨条例ならびに造幣規則を布告し、本位金貨20円・10円・5円・2円・1円(純金1.5グラム=1円)、貿易銀1円(開港場に限り無制限通用)、銀貨50銭・20銭・10銭・5銭、銅貨1銭・半銭・1厘を制定する。²⁾(5月10日)
- 1875(明治8)年 新貨条例を貨幣条例と改め、定位貨幣を補助貨幣に改称する。(6月25日)
- 1878(明治11)年 新貨条例を改正、貿易銀の国内における無制限通用を認め、金銀複本位制に移行する。(5月27日)
- 1882(明治15)年 日本銀行条例を布告し、同条例14条をもって兌換銀行券発行の権能を同行に与えることとする。
(6月27日)
日本銀行開業する。(10月10日)

- 1884(明治17)年 兌換銀行券条例を布告し、同条例第1条をもって銀行券は銀貨兌換とする。(5月26日)
- 1885(明治18)年 日本銀行200万円の引換準備銀貨を置き、兌換銀行券500万円までを9日から漸次発行する旨を大蔵卿へ届け出る。(5月7日)
- 日本銀行、初の兌換銀券旧10円券を発行する。(5月9日)
- 日本銀行兌換銀券旧100円券・旧1円券を発行する。(9月8日)
- 1886(明治19)年 日本銀行兌換銀券旧5円券を発行する。政府紙幣の銀貨兌換を開始する。(1月4日)
- 大蔵省、兌換銀行券の発行限度を2000万円と定め、うち800万円は銀貨準備、1200万円は公債準備によるべき旨を日本銀行へ令達する。(3月4日)
- 1888(明治21)年 兌換銀行券条例を改正し、保証発行屈伸制限制度を採用、保証発行限度は7000万円と定める。(8月1日)

III

IIの「貨幣年表」には「イギリスに存置する清国賠償金の一部を、日本銀行兌換銀行券の発行準備にはじめて充当する」(1896年5月)としか登場しない、「イギリスに存置する賠償金」即ち在外正貨¹⁾に、深井英五は関心を向け、次の論文となる。

深井英五「国際経済上ヨリ看タル在外正貨」(『国家学会雑誌』第30巻、第8号、1916年8月)は、「考察ノ範囲」「在外正貨ノ定義」「在外正貨設

置ノ理由」「債権国ト債務国」「在外正貨ト外国為替」「在外正貨ト国内金融」「将来ノ問題」から構成されている。

「考察ノ範囲」では、当時の国際経済上重要である在外正貨の研究に触れ、理論について研究はほとんどなく、事例に関しては、インド幣制に関するもの以外、余り見当たらないとする。在外正貨は、外債募集のために余儀なくされたというようなある一国に限った偶発的経済現象ではなく、国際経済発展上の一般的傾向であるとする。在外正貨の基礎的概念を明らかにするために、考察の主題は世界的経済現象としての在外正貨に絞り、考察の目的は、在外正貨の由来と意義を明らかにすることであるとする。なお、政策問題としての在外正貨の得失については、あえて論じないものとしている。

「在外正貨ノ定義」では、在外正貨は国際貸借決済上の正貨の現送に代えて、外国に保有されている資金であり、対外投資と区別すれば、その意味が明らかになるとする。対外投資は、外国に保有されていることでは在外正貨と異ならないが、在外正貨が国際貸借決済用であり、当てられる額は限定されるのに対し、対外投資は利殖運用を目的とし、金額については、特に限定されないとする。

在外正貨保有には、三つの要件を満たすことが必要であり、第1は、在外正貨設置には金融の中心市場が必要であり、第2は、在外正貨が現金あるいは短期金融資産で保有されるものであり、第3は、在外正貨の所有は政府又は中央銀行、つまり国の金融当局で保有されるものでなければならない、とする。即ち、在外正貨とは、公的機関（政府と中央銀行）が国際金融の中心市場に所有する現金あるいは短期金融資産なのである。なお、正貨の現送に代わる在外正貨の性質上、公的機関は、不利益をもあえて引き受けざるを得ない場合があるとしている。

「在外正貨設置ノ理由」では、在外正貨設置の理由が、各国の事情と国際経済の大勢から見ることができ、各国の事情に関しては、種々様々であるが故に詳論は避け、もっぱら国際経済の大勢から考察することとする。

国際経済の大勢として見た在外正貨設置の理由は、世界の取引決済のために必要な黄金の数量を節約することであるとする。黄金の節約については、国内経済においては兌換銀行券の保証発行、小切手の使用、手形の交換等、信用を利用してなされ、国際経済における黄金の節約は、外国為替をもってなされるとする。国際経済の黄金の節約に際しては、世界の貸借の相殺の場である金融の中心市場が大きな役割を果たすことになる。金融の中心市場における相殺も、最終的には差額に関しては正貨の現送によらざるを得ない。在外正貨は、正貨の現送に代わるものであり、その意味で、信用を利用して黄金を節約する仕組みの最上のものであるとしている。

「債権国ト債務国」では、在外正貨の設置の理由を、債権国と債務国とで比較する。対外支払の準備を必要とするのは必ずしも債務国に限ったものではないのに、在外正貨を設置するのが主として債務国である理由を考察する。黄金の節約は、債権国、債務国共通の課題であるが、債権国と債務国では、黄金節約の方策を異にすると説く。

債権国には、黄金の現送によらず対外投資の回収による国際貸借を決済する方策があるのに対して、債務国では在外正貨設置によらざるを得ないことを、債権国イギリスの金利政策、フランスの金貨打歩政策と債務国ドイツの在外正貨の保有を対比することによって具体的に説明している。

国際貸借を決済するための在外正貨は、内国における正貨補充にも使

用することができる故に、債務国においては、国際経済の大勢に加えて、各国の便益を保証するため、必要欠くべからざるものであるとしている。

「在外正貨ト外国為替」では、在外正貨が、黄金の節約と各国の便益を満たす作用は、外国為替を経由して実現する故に外国為替との関係を考察する。

外国為替相場の順逆を説明した後、外国への送金と外国からの資金の回収について、外国為替と在外正貨使用の相違に触れる。外国為替による場合は、為替相場の激動を生ずる可能性があるのに対して、在外正貨を使用する場合には、為替相場の激動とこれに伴う正貨の現送を回避できるとする。

為替相場と正貨流出入との関係については、正貨流入では、在外正貨によって輸出貿易に有利に介入する余地があるのに対し、正貨流出では、在外正貨は内地正貨流出の代用にとどまり、必ずしも輸入貿易に有利には活用できないとする。したがって、資金の増加と輸入貿易増進との関係は、内地への正貨吸収よりも、在外正貨の取得が容易であることを考慮すれば、在外正貨の設置による資金の増加は外国に対する購買力を高める、結局は、輸出貿易奨励策が輸入貿易増進策になるとする。

「在外正貨ト国内金融」では、在外正貨の概念を明確にするかぎりにおいて、国内金融との関係に言及している。ある一国における偶発的経済現象である外債募集による在外正貨を例にとり、一般的には、国内金融との関係は消極的であることを示した上で、政府所有在外正貨と中央銀行所有在外正貨の区別を論じる。

政府所有在外正貨の売買は、国内経済関係に直接の影響を及ぼさないのに対し、中央銀行所有在外正貨の売買は、通貨供給の源泉に直接かわるものだけに、信用の伸縮を通じて国内経済上に直接影響することになるからである。

「将来ノ問題」では、国際経済の大勢において、国際信用の発達と黄金の節約の必要性にかんがみ、国内経済の便益においても、各国が利便性を追求する必然的な結果として、在外正貨の存立基盤は国際経済上確固たるものに見えるとする。今後も、国際経済上の重要問題として、在外正貨に対する研究は必要不可欠として考察を了えている。

IV

ケインズ『インドの通貨と金融』(1913年)は、「第1章、ルピーの現状」「第2章、金為替本位制」「第3章、紙幣」「第4章、インドの金の現状と金通貨の提案」「第5章、インド省手形と送金」「第6章、インド大臣準備金と現金残高」「第7章、インドの銀行業」「第8章、インドの割引率」から構成されている。

「第1章、ルピーの現状」で、ケインズは年表を提示し、インド金為替本位制を説明する参考に用立てようとしている。年表は、次の通りである。

- 1892年 インドの通貨に関するハーシェル委員会。
- 1893年 私的勘定での銀鑄造に対してインド造幣局を閉鎖する法律。ルピー貨あるいは紙幣が、金の提供と交換に供給されるレートを1ルピー=1シリング4ペンスに固定する政府告示。
- 1898年 インドの通貨に関するファウラー委員会。ルピーの交換価値が1シリング4ペンスに達した。
- 1899年 英国のソヴリン貨を1ルピー=1シリング4ペンスの法貨とする法律。
- 1899年~1903年
インドでのソヴリン貨鑄造に対する交渉(1903年2月6日にあいまいな形で打ち切られた)。

- 1900年 鑄造利益による金本位準備設立。
- 1904年 インド宛のインド省手形を1ルピー=1シリング4ペンス8分の1で無制限に売る意向に関するインド省大臣の告示。
- 1905年 紙幣に対する通貨準備の一部としてイングランド銀行に「イヤマークされた」金での通貨資金の設立を認可し、通貨準備の一定部分のスターリング証券への投資を許可する法律。
- 1906年 (英国金鑄貨と区別された) 金提供に対してルピー貨発行を命じてきた告示の取り下げ。
- 1907年 金本位準備の中にルピー部門設立。
- 1908年 ロンドン宛1ルピー=1シリング3ペンス32分の29のスターリング為替がカルカッタで売られ、金本位準備からの資金によって現金化された。
- 1910年 10ルピーと50ルピーの通貨紙券を一般法貨とし、英国金鑄貨と交換に紙幣発行を命ずる法律。
- 1913年 インドの金融と通貨に関する王立委員会。

ケインズは、年表で、インド金為替本位制度の成立を、1892年、銀本位制度の検討から、1893年、銀本位制度離脱、1899年、金為替本位制度スタート、1910年、金為替本位制度確立、1913年、金為替本位制度の評価定着までで示していると理解できる。

ケインズが説明を加えているわけではないが、インド金為替本位制度に関する年表を通貨政策の課題「通貨価値の安定」と「通貨の円滑な流通」で整理すれば、次のようになる。

「通貨価値の安定」に関していえば、英国のソヴリン貨をインドの法貨とし(1899年)、インド省手形の導入により、ルピー貨の通貨価値の上限を定め(1904年)、英国金鑄貨を金地金と区別し、金地金による通貨価値の攪乱要因を排除し(1906年)、逆インド省手形により、ルピー貨の通貨

価値の下限を定め(1908年)、英国金鑄貨と交換に法貨としての高額紙幣を発行し、紙幣が定着、普及することによって(1910年)、「通貨価値の安定」が達成されたことになる。

「通貨の円滑な流通」に関していえば、英国のソヴリン貨をインドの法貨とし(1899年)、国際金本位制期のインドが、国際通貨管理政策、即ち為替支持政策のための準備(金本位準備)を国内通貨管理政策のための既に存在している紙幣準備に付け加え(1900年)、紙幣準備金の保有地、内容、投資運用額を拡大することによって、準備金のロンドンでの活用政策を導入し(1905年)、紙幣準備金が金本位準備金に一元化されることによって、国際通貨管理政策(為替支持、為替活用政策)と国内通貨管理政策(国内産業振興策)は一体となり(1907年)、退蔵と結びつく銀貨に代わって紙幣が一般的に流通することによって(1910年)、「通貨の円滑な流通」は達成されるのである。

ケインズは、インドが銀本位制から金本位制へ移行しても、インド人が銀貨の使用をやめない点に注目する。ケインズは、紙幣が銀貨に比べ流通しにくい理由として、インド人の銀選好という慣習と、インドに地域圏制度が設けられ、紙幣が地域圏外では法貨と認められない制度上の問題をあげている。インドにおける紙幣の種類は、5、10、50、100、500、1000及び1万ルピーの7種であり、地域圏は7圏である。インド政府は、紙幣を法貨とすることに積極的に取り組み、1903年には5ルピー紙幣がビルマ以外の地域圏で法貨となり、1909年には、ビルマでも法貨となる。1910年には、10ルピー、50ルピー、1911年には、100ルピー紙幣が法貨となり、紙幣の普及は地域圏制度を事実上無効とする。

インドでは、紙幣と銀貨が使用されている以上、国内通貨準備としての紙幣準備金を必要とする。紙幣準備金に関していえば、1905年、インド政府は、紙幣準備金をロンドンでも保有する自由と、金貨、金地金、

ルピー銀貨、銀地金で保有する完全な権限を獲得する。紙幣準備金の投資に向けられる額は、インド政府のルピー証券に限定されていたのに対し、1905年において、インド政府のルピー証券に1億ルピー、イギリスの政府証券に2000万ルピー投資され、1911年に至っては、インド政府のルピー証券には1億ルピーのままであるが、イギリスの証券に4000万ルピー投資される。ケインズは、この現実に対して、紙幣準備の一部貸し出しは、ロンドンではなく、インドの産業振興策として、インド国内で処理する方策を提示している。

なお、1899年のファウラー委員会報告では、金貨本位制が提言されるが、1903年、金貨本位制は挫折、したがって1899年、たまたま、英国のソヴリン貨がインドの法貨となることで、金為替本位制度をスタートさせ、その後の年表で示された様々な施策がインドにおいて実施されることにより、金為替本位制が樹立されるのである。

V

深井英五は「国際経済上ヨリ看タル在外正貨」において、我が国の「在外正貨」に注目し、「在外正貨」を「考察ノ範囲」「在外正貨ノ定義」「在外正貨設置ノ理由」「債権国ト債務国」「在外正貨ト外国為替」「在外正貨ト国内金融」「将来ノ問題」として考察した。

ケインズにおいては、『インドの通貨と金融』において深井英五の「考察ノ範囲」は、在外正貨を金本位制度との関係で論じている。

「在外正貨ノ定義」は、世界では一般的である金貨本位制が唯一絶対ではなく、インドの金為替本位制の下で、対内的に国際通貨と区別された国内通貨を使用する以上、金融の中心国イギリスで外国手形、債権の保有を必要とする。インドの場合、国内通貨と国際通貨との関係は、インド省手形、逆インド省手形の金為替で結ばれている、と、具体的に示し

ている。

「在外正貨設置ノ理由」は、金貨本位制を採用している諸国が、イギリスと同様に公定歩合政策を導入しても、金の流出入の調節ができないことから生じているのだとする。

「債権国ト債務国」については、債務国での金貨本位制の採用は、国内的に信用制度が未発達である場合、「在外正貨」を設置しなければ不可能であるとしている。

「在外正貨ト外国為替」については、金現送点と外国為替の関係をインドを例に、インド省手形、逆インド省手形で具体的に論じている。

「在外正貨ト国内金融」の関係は、正貨との関係だけに満足せず、インドの場合において、通貨準備金の活用であるイギリスでの投資に注目し、インドでの投資、インドの産業振興策にまで説き及んでいる。

「将来ノ問題」では、金為替本位制が、次の時代の主流になると予言している。

なお、ケインズが『インドの通貨と金融』において、インド金為替本位制を考察する通貨制度の理解における、「特殊と一般」「模倣と創造」「急進と漸進」「政治的処理と経済的処理」の指摘は、現在の通貨制度に対する見方にヒントを与えてくれる。

「特殊と一般」については、金本位制度下、金貨本位制を採用する先進国イギリスに対して、イギリス以外の諸国は、イギリスの通貨制度を一般的と捉え、模倣するが、イギリスの通貨制度は、イギリスの特殊な経済基盤に基づくものであり、発展途上国においては一般性を持たないことが示される。一方、イギリスの植民地インドで成立した金為替本位制は、植民地故の特殊性と捉える見方が一般的であるが、通貨制度の発展ということからすれば、一般性はインドにあり、発展途上国が採用する金貨本位制度の変型の延長線上に位置付けた場合、金貨本位制に続く通

貨制度としてはインドが典型を示し、一般性があることが指摘される。

「模倣と創造」と「急進と漸進」については、イギリス以外の諸国が金貨本位制採用に際し、イギリスの「健全通貨」の思想に基づく金の流出入調節策（公定歩合政策）の導入で対応したが、金貨本位制を急進的に採用したための模倣であるとしている。一方、インドの金為替本位制は、漸進的に成立した故に模倣から自由になり、新しい通貨制度を創造できたのであるとする。

「政治的処理と経済的処理」については、インドにおける金為替本位制度は、インド政府、インドの現実に深くかかわっている人々、即ち政府官僚、主要な金融業者から反対されながら成立したことを考慮すれば、政治的処理には、政治的決断を要し、経済的処理には、正確な現実把握を必要とすることを指摘している。インド政府官僚、金融業者には両者が欠けていたことになり、インド金為替本位制は、その時々々に現実の問題解決にとられた対応策の積み重ねによって成立していったのであるとする。

インド金為替本位制成立は、インドの現実から出発し、イギリスとの政治的交渉に失敗しながらも、現実へ漸進的に経済的対応をしたが故に、模倣から決別し、創造性を生み出し、一般性を備えた通貨制度を樹立したのである。

現下の状況にあてはめれば、小泉経済構造改革は政治的決断に重きを置くが故に、理想を目指す政治的解決策をとり、急進的であり、アメリカの模倣に走り「言うは易く行うは難し」の抽象的対応であるが故に一般性をもたないものとなっている。金融制度についても、現実を踏まえた経済的対応となれば、漸進的対応であり、現下の問題点の摘出と問題点解決の具体的対応の積み重ねとなって、創造性を生み出し、世界各国が参考にできる一般性をもった対応策となるのである。

Iの注

- 1) 拙稿「日本経済と中央銀行 — 2001年2月～2001年9月 —」(『福山大学経済学論集』第26巻、第2号、2002年3月)参照。
- 2) 松下康雄「最近の金融経済情勢と金融システムを巡る諸問題について」(1996年4月3日、経済倶楽部にての講演)、『日本銀行月報』1996年5月号。
- 3) 松下康雄「中央銀行の役割について」(1996年6月14日、日本記者クラブにての講演)、『日本銀行月報』、1996年7月号。
- 4) 松下康雄「金融政策の役割について」(1996年11月6日、内外情勢調査会にての講演)、『日本銀行月報』1996年11月号。
- 5) 松下康雄「最近の金融経済情勢について」(1997年2月4日、経済倶楽部にての講演)、『日本銀行月報』1997年2月号。
- 6) 松下康雄「わが国決済システムの現状と課題」(1997年2月28日、日本経済研究センターにての講演)、『日本銀行月報』1997年3月号。
- 7) 松下康雄「金融政策運営の新しい枠組みについて」(1997年6月27日、読売国際経済懇話会にての講演)、『日本銀行月報』1997年7月号。

IIの注

- 1) 「保証発行限度額」と「制限外発行税率」の変更に注目する。
- 2) 本位貨幣は、金貨、貿易銀、定位貨幣は、銀貨、銅貨である。

IIIの注

- 1) 『日本銀行百年史 資料編』、1986年、332～333ページ参照。

正 貨

年 末	正 貨 現 在 高				日 本 銀 行			
	総 額	所 在 地 別			合 計	兌 換 銀 行 券 発 行 準 備		
		国内(金)	国内(銀)	海 外		国内(金)	国内(銀)	海 外
明治年								
23(1890)	71,581	—	46,581	24,994	19,629	—
24(1891)	85,613	—	65,113	27,289	35,889	—
25(1892)	97,801	—	82,801	21,806	59,352	—
26(1893)	101,800	—	89,800	21,806	64,123	—
27(1894)	91,181	—	82,181	32,345	49,373	—
28(1895)	68,726	—	60,726	31,511	28,860	—
29(1896)	140,508	51,840	133,143	39,095	41,795	51,840
30(1897)	105,597	—	98,632	96,913	1,348	—
31(1898)	90,182	90,182	—	—	90,182	89,570	—	—
32(1899)	110,605	103,605	7,000	—	110,605	103,142	7,000	—
33(1900)	67,942	65,942	2,000	—	67,942	65,349	2,000	—
34(1901)	71,801	69,301	2,500	—	71,801	68,858	2,500	—
35(1902)	109,608	108,608	1,000	—	109,608	108,119	1,000	—
36(1903)	139,192	120,400	—	18,792	133,001	116,962	—	—
37(1904)	96,943	26,427	(3,677)	70,516	96,319	26,402	(3,677)	53,502
38(1905)	479,175	36,764	—	442,411	115,826	36,703	—	78,892
39(1906)	494,756	53,834	—	440,922	202,795	24,068	—	123,134
40(1907)	445,193	44,562	—	400,631	208,158	36,975	—	124,767
41(1908)	391,608	61,840	—	329,768	225,685	61,772	—	107,733
42(1909)	445,942	116,680	—	329,262	301,638	116,162	—	101,681
43(1910)	471,999	135,127	—	336,872	270,408	134,919	—	87,463
44(1911)	364,085	132,854	—	231,231	251,417	130,843	—	98,311
大正年								
1(1912)	350,750	136,035	—	214,715	268,656	135,937	—	111,086
2(1913)	376,490	130,316	—	246,174	285,508	129,953	—	94,413
3(1914)	341,118	128,509	—	212,609	291,716	127,952	—	90,285
4(1915)	516,081	136,785	—	379,296	362,658	136,668	—	111,750
5(1916)	714,444	227,504	—	486,940	452,630	227,466	—	183,053
6(1917)	1,104,836	461,345	—	643,491	718,667	461,338	—	188,280
7(1918)	1,587,669	452,602	—	1,135,067	733,101	452,587	—	260,338
8(1919)	2,045,147	702,048	—	1,343,099	994,354	702,016	—	249,960
9(1920)	2,178,623	1,116,298	—	1,062,325	1,291,635	1,113,278	—	133,411

現 在 高

(単位：千円)

所 有				政 府 所 有				年 末
そ の 他				正 貨 準 備				
国内(金)	国内(銀)	海 外		国 内 正 貨	海 外 預 け 金			
1,405	553	—	25,000	25,000	—			明治年 23(1890)
181	1,754	—	20,500	20,500	—			24(1891)
8	1,635	—	15,000	15,000	—			25(1892)
144	3,727	—	12,000	12,000	—			26(1893)
246	217	—	9,000	9,000	—			27(1894)
130	225	—	8,000	8,000	—			28(1895)
265	148	—	7,365	7,365	—			29(1896)
371	—	—	6,965	6,965	—			30(1897)
612	—	—	合 計	少額紙幣引換準備		そ の 他		31(1898)
463	—	—		国内(金)	海 外	国内(金)	海 外	32(1899)
593	—	—	—	—	—	—	—	33(1900)
443	—	—	—	—	—	—	—	34(1901)
489	—	—	—	—	—	—	—	35(1902)
3,438	—	12,601	6,191	—	—	—	6,191	36(1903)
25	—	16,390	624	—	—	—	624	37(1904)
61	—	170	363,349	—	—	—	363,349	38(1905)
29,766	—	25,827	291,961	—	—	—	291,961	39(1906)
7,587	—	38,829	237,035	—	—	—	237,035	40(1907)
68	—	56,112	165,923	—	—	—	165,923	41(1908)
518	—	83,277	144,304	—	—	—	144,304	42(1909)
208	—	47,818	201,591	—	—	—	201,591	43(1910)
2,011	—	20,252	112,668	—	—	—	112,668	44(1911)
								大正年
98	—	21,535	82,094	—	—	—	82,094	1(1912)
363	—	60,779	90,982	—	—	—	90,982	2(1913)
557	—	72,922	49,402	—	—	—	49,402	3(1914)
117	—	114,123	153,423	—	—	—	153,423	4(1915)
38	—	42,073	261,814	—	—	—	261,814	5(1916)
7	—	69,042	386,169	—	9,597	—	376,572	6(1917)
15	—	20,161	854,568	—	77,443	—	777,125	7(1918)
32	—	42,346	1,050,793	—	126,219	—	924,574	8(1919)
11	—	44,935	886,988	3,009	175,463	—	708,516	9(1920)

(『日本銀行百年史 資料編』、1986年)